

【入会規定】



① 公益事業への参加義務について

1) 宮城県柔整師会及び日整が主催する公益事業

月	日時 ※1	日整他	宮城県柔整師会
4月	第4日曜		文部科学大臣杯争奪 日整全国少年柔道大会予選宮城県大会 宮城県少年柔道大会
5月	日曜		定時総会
6月	日曜		宮城県「柔道整復学」構築学会、救急救命講習会
7月	土、日曜	東北学術大会	
9～10月	日曜		はればれ健康フェスタ
10月	日曜		保険全体研修
1月	土曜または日曜		新年会
3月	日曜		臨時総会

※1 年間行事予定表で確認ください。

2) 必修スクール、単年開催の行事への参加。

3) (公社) 日本柔道整復師会開催の学会に参加も必要。

☆ (公社) 宮城県柔道整復師会 総会出席は最低限の会員の義務です。

その他の公益事業には最低7割(4/5)参加を義務化しています。

☆ 会員の公益事業等への参加状況は、健保連等の情報交換会の際に提出いたします。

② 入会後の保険指導について

会員の義務として、入会后3回の新入会員保険勉強会に出席しなければならない。施術管理者と開設者が異なる場合には6回の出席とする。又、更に指導が必要と判断された場合には、別途3回程度の追加出席を命じることがある。(但し、開設者が本会の正会員の場合はこの限りではない。) 保険勉強会において、疑義のある施術録、申請書の提出がみられ、指導後の経過観察で改善が見られない場合には、退会等の勧告をすることがある。

③ 業務全般に関する事項

整・接骨院の業務遂行にあたり、柔道整復師法 第15条(業務の禁止)、第16条(外科手術、薬品投与等の禁止) 第17条(施術の制限) 第17条の2(秘密を守る義務)等の基本法を遵守し、療養費の請求業務においては療養費支給基準に基づいた請求を確約すること。

④ 看板・チラシ(広告)等に関する事項 [別紙1参照]

柔道整復師法 第24条(広告の制限)に基づいた看板・チラシ(広告)等を遵守し、また、その他厚生労働大臣が指定する事項として平成11年3月29日付 厚生省通告70号を遵守すること。

⑤ 子供とお年寄りの避難所に関する事項

当会会員施術所は「子供とお年寄りの避難所」として指定(宮城県警察本部と協定締結)。専用掲示板及びポスターを掲示し、積極的に保護や救護ならびに警察や消防通報に協力、地域社会で子供やお年寄りが「安全・安心」のもと暮らしていける環境作りを推進する。

⑥ 所属団体について

入会者が所属する法人等が開設する施術所の施術管理者は、全て本会所属の会員とする。

上記に関し説明を受け、(公社) 宮城県柔道整復師会の入会規定を十分納得し、規定に沿った業務及び会員としての活動をお約束いたします。

年 月 日

開設者 会社名 及び 氏名 (印)

施術管理者 氏名 (印)